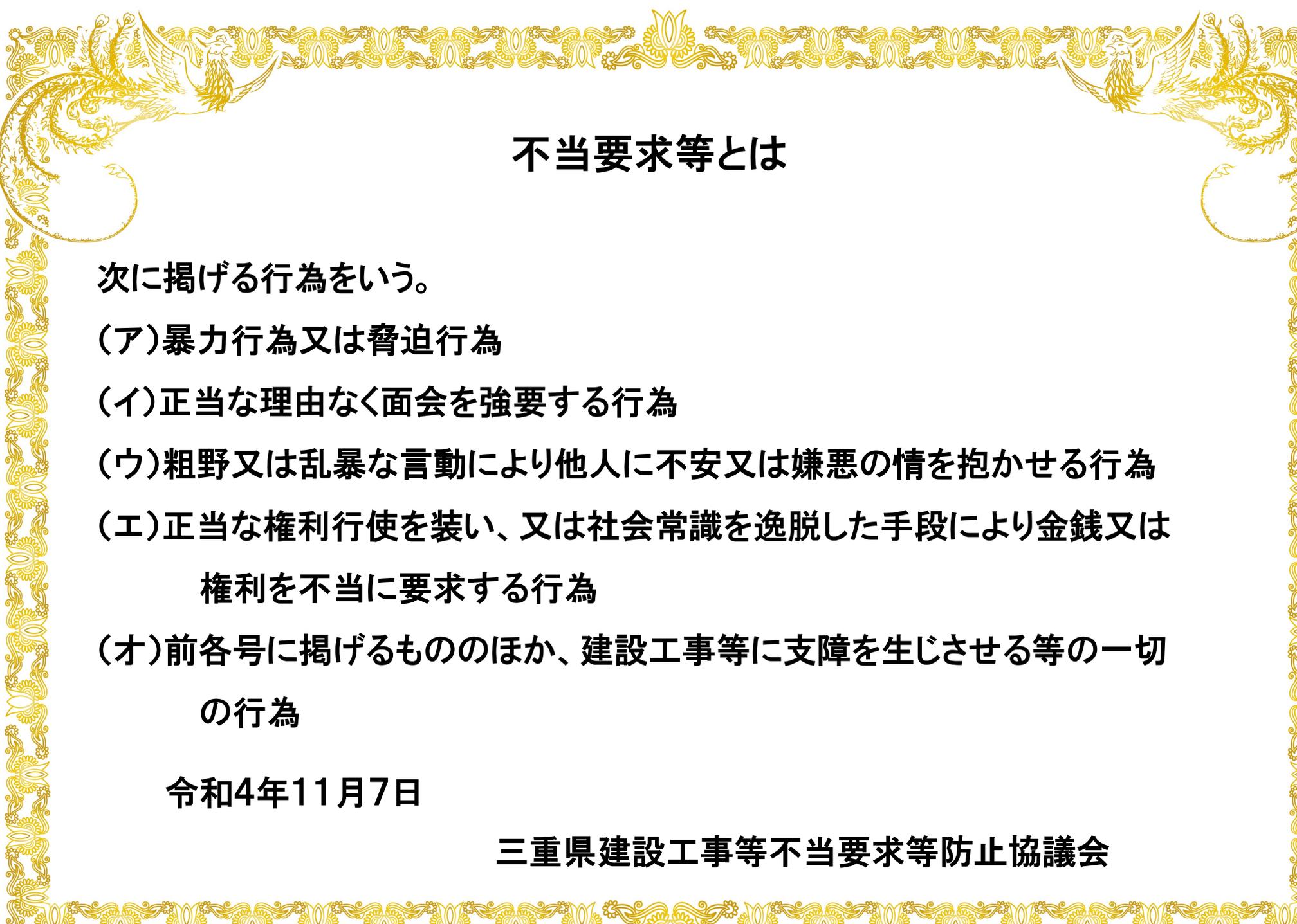


不当要求等排除宣言

本協議会は、三重県が発注する建設工事等の受注者への不当要求等に対し、関係機関が連携し、必要な措置を講じることにより、建設工事等に携わる者の安全を確保するとともに、建設工事等の円滑な施行に寄与するため、あらゆる不当要求等を排除することを宣言します。

令和4年11月7日

三重県建設工事等不当要求等防止協議会



不当要求等とは

次に掲げる行為をいう。

(ア)暴力行為又は脅迫行為

(イ)正当な理由なく面会を強要する行為

(ウ)粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為

(エ)正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は
権利を不当に要求する行為

(オ)前各号に掲げるもののほか、建設工事等に支障を生じさせる等の一切
の行為

令和4年11月7日

三重県建設工事等不当要求等防止協議会